

軽自動車等の取得・廃車などの手続きについて

逗子市

軽自動車等について、取得・廃車されたときは、次の表にしたがって、手続きをしてください。

| 種 別  | 軽自動車税申告書の提出先   |   |
|--|--|---|
|  | 名称・電話番号・所在地  | 交通手段  |
| 原動機付自転車<br>(125cc以下のもの)<br>ミニカー<br>小型特殊自動車     | 逗子市課税課市民税係<br>電話:046-873-1111<br>(内線366~368)<br>〒249-8686<br>逗子市逗子5-2-16 | ● JR横須賀線逗子駅から<br>徒歩5分。<br>● 京浜急行逗子線<br>新逗子駅から徒歩2分。  |
| 二輪の軽自動車<br>(125ccを超え<br>250cc以下のもの)<br>[ バイク ] | 軽自動車協会<br>電話:045-931-4290<br>〒224-0053<br>横浜市都筑区池辺町3575                  | ● JR横浜線鴨居駅から<br>徒歩20分。<br>● JR横浜線新横浜駅<br>バス乗り場から<br>東急バス<br>市ヶ尾駅行きに乗車<br>もしくは、<br>横浜市営バス 41系統<br>中山駅行きに乗車<br>梅田橋バス停下車 |
| 二輪の小型自動車<br>(250ccを超えるもの)<br>[ バイク ]           | 神奈川運輸支局<br>電話:050-5540-2035<br>〒224-0053<br>横浜市都筑区池辺町3540                |   |
| 三輪・四輪の軽自動車<br>(660cc以下のもの)<br>[ 車 ]            | 軽自動車検査協会<br>電話:050-3816-3118<br>〒224-0053<br>横浜市都筑区池辺町3914               | ● JR横浜線鴨居駅から<br>徒歩8分。   |

これらの軽自動車等の異動手続きについては、直接、  
所轄の事務所に、お問い合わせください。

- ◎ 実際に廃棄をされた方で、異動手続きだけが、まだ済んでいない方は、早急に申告してください。
- ◎ 手続きを業者に依頼した時は、必ず事後の確認をしましょう。
- ◎ 軽自動車税については、市役所へお問い合わせください。

なお、自動車税については、

〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 横須賀県税事務所 電話:046-823-0210 もしくは、  
〒232-8602 横浜市南区弘明寺町31 自動車税管理事務所 電話:045-716-2111 になります。

原動機付自転車(125cc以下のもの) } 異動手続きに、必要な書類等は  
小型特殊自動車 } つぎのとおりです。

| 区分      | 必要なもの   |
|---------|---|
| 取 得     | ● 印鑑<br>● 販売を証明する書面、または廃車証明書  |
| 名 義 変 更 | 旧所有者が廃車手続き済みの場合<br>● 印鑑<br>● 譲渡証明書(旧所有者の印鑑のあるもの)<br>[旧所有者の廃車証明書の裏面が、<br>譲渡証明書になっている場合があります]<br>● 旧所有者の廃車証明書 |
|         | 市外の旧所有者が廃車手続きしていない場合<br>● 印鑑<br>● 譲渡証明書(旧所有者の印鑑のあるもの)<br>● 旧所有者の標識交付証明書<br>● ナンバープレート                       |
|         | 逗子市内の旧所有者が廃車手続きしていない場合<br>● 印鑑<br>● 譲渡証明書(旧所有者の印鑑のあるもの)<br>● 旧所有者の標識交付証明書                                   |
|         | 他の市区町村で、廃車手続き済みの場合<br>● 印鑑<br>● 廃車証明書   |
| 転 入     | 他の市区町村で、廃車手続きしていない場合<br>● 印鑑<br>● 標識交付証明書<br>● ナンバープレート   |
|         | ● 印鑑<br>● 標識交付証明書<br>● ナンバープレート<br>(盗難により、ない場合、警察の被害届け受理番号)   |
| 廃 車     |   |